

○国土交通省告示第千二百二十二号

倉庫業法施行規則(昭和三十一年運輸省令第五十九号) 第三条の十一第二項第三号の規定に基づき、倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の一部を改正する告示

倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示(平成十四年国土交通省告示第四十三号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(冷蔵倉庫の基準)

第十九条 (略)

2 前項第一号の熱損失の合計は、次の各号に掲げる算式により算出された値の合計とする。なお、倉庫が保管温度の異なる複数の冷蔵室から構成されている場合にあつては、それぞれの冷蔵室ごとの熱損失を算出し、その合計をもつて当該倉庫の熱損失の値とする。

一 天井、床、外壁及び間仕切壁(以下「天井等」という)からの熱の侵入による熱損失にあつては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = K_d (t_1 - t_2)$$

この式において、 Q 、 K 、 P 、 F 及び h は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 天井等熱侵入量(単位 ワット)の値

K 熱通過率(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)の値であつて、一の層により構成された保冷材又は天井等にあつては、次の式により算出された値とし、複数の層により構成された保冷材又は天井等にあつては、各層ごとの熱伝導抵抗(次式により算出された熱通過率の逆数とする)の和の逆数の値とする。

添付図表 1

温度 t_1 の下での保冷材の熱伝導率(単位 ワット毎メートル毎ケルビン)

保冷材又は天井等の厚さ(単位 メートル)

d 天井等の表面積(単位 平方メートル)の値

t₁ 外気等の温度であつて、次に掲げる場所ごとに次表に定める値

天井上	四十度
床下(防熱装置が地盤に接している場合)	十五度
床下(防熱装置が地盤に接していない場合)	二十五度
外壁外	三十三度
間仕切壁外(隣室が冷蔵室の場合)	当該冷蔵室の級ごとに定める温度
間仕切壁外(隣室が冷蔵室以外の場合)	十五度

(冷蔵倉庫の基準)

第十九条 (略)

2 前項第一号の熱損失の合計は、次の各号に掲げる算式により算出された値の合計とする。なお、倉庫が保管温度の異なる複数の冷蔵室から構成されている場合にあつては、それぞれの冷蔵室ごとの熱損失を算出し、その合計をもつて当該倉庫の熱損失の値とする。

一 天井、床、外壁及び間仕切壁(以下「天井等」という)からの熱の侵入による熱損失にあつては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = K_d (t_1 - t_2)$$

この式において、 Q 、 K 、 P 、 F 及び h は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 天井等熱侵入量(単位 ワット)の値

K 熱通過率(単位 ワット毎平方メートル毎ケルビン)の値であつて、一の層により構成された保冷材又は天井等にあつては、次の式により算出された値とし、複数の層により構成された保冷材又は天井等にあつては、各層ごとの熱伝導抵抗(次式により算出された熱通過率の逆数とする)の和の逆数の値とする。

添付図表 2

温度 t_1 の下での保冷材の熱伝導率(単位 ワット毎メートル毎ケルビン)

保冷材又は天井等の厚さ(単位 メートル)

d 天井等の表面積(単位 平方メートル)の値

t₁ 外気等の温度であつて、次に掲げる場所ごとに次表に定める値

天井上	四十度
床下(防熱装置が地盤に接している場合)	十五度
床下(防熱装置が地盤に接していない場合)	二十五度
外壁外	三十三度
間仕切壁外(隣室が冷蔵室の場合)	当該冷蔵室の級ごとに定める温度
間仕切壁外(隣室が冷蔵室以外の場合)	十五度

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

t₂ 冷蔵庫の温度であつて、冷蔵室の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級 (保管温度がマイナス二度を超え十度以下のもの)	零度
C ₂ 級 (保管温度がマイナス十度を超えマイナス二度以下のもの)	マイナス六度
C ₁ 級 (保管温度がマイナス十八度を超えマイナス十度以下のもの)	マイナス十四度
F ₁ 級 (保管温度がマイナス二十四度を超えマイナス十八度以下のもの)	マイナス二十一度
F ₂ 級 (保管温度がマイナス三十度を超えマイナス二十四度以下のもの)	マイナス二十七度
F ₃ 級 (保管温度がマイナス三十五度を超えマイナス三十度以下のもの)	マイナス三十二度
SF ₁ 級 (保管温度がマイナス四十度を超えマイナス三十五度以下のもの)	マイナス三十七度
SF ₂ 級 (保管温度がマイナス四十五度を超えマイナス四十度以下のもの)	マイナス四十二度
SF ₃ 級 (保管温度がマイナス五十度を超えマイナス四十五度以下のもの)	マイナス四十七度
SF ₄ 級 (保管温度がマイナス五十度以下のもの)	マイナス五十五度

二 入庫した受寄物を保管温度まで冷却するための熱損失にあつては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = CT (t_1 - t_2) \times \frac{1}{24} \times \frac{1}{3.6}$$

この式において、Q、C、H、F及びt₁は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 受寄物を冷却するための熱損失 (単位 ワット) の値

C 受寄物の比熱の値 (単位 ワット毎トン毎ケルビン) であつて、C₃級及びC₂級の冷蔵室にあつては、三・三六とし、それ以外の冷蔵室にあつては、一・六八とする。

T 一日あたりの入庫貨物量 (単位 キログラム) の値であつて、冷蔵室の収容能力が二千トン以下の場合にあつては、収容能力の三パーセント、冷蔵室の収容能力が二千トンを超える場合にあつては、収容能力の二・五パーセントとして算出することとする。

t₂ 冷蔵庫の温度であつて、冷蔵室の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級 (保管温度がマイナス二度を超え十度以下のもの)	零度
C ₂ 級 (保管温度がマイナス十度を超えマイナス二度以下のもの)	マイナス六度
C ₁ 級 (保管温度がマイナス二十度を超えマイナス十度以下のもの)	マイナス十五度
F ₁ 級 (保管温度がマイナス三十度を超えマイナス二十度以下のもの)	マイナス二十五度
F ₂ 級 (保管温度がマイナス四十度を超えマイナス三十度以下のもの)	マイナス三十五度
F ₃ 級 (保管温度がマイナス五十度を超えマイナス四十度以下のもの)	マイナス四十五度
F ₄ 級 (保管温度がマイナス五十度以下のもの)	マイナス五十五度

二 入庫した受寄物を保管温度まで冷却するための熱損失にあつては、次の算式により算出された値とする。

$$Q = CT (t_1 - t_2) \times \frac{1}{24} \times \frac{1}{3.6}$$

この式において、Q、C、H、F及びt₁は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 受寄物を冷却するための熱損失 (単位 ワット) の値

C 受寄物の比熱の値 (単位 ワット毎トン毎ケルビン) であつて、C₃級及びC₂級の冷蔵室にあつては、三・三六とし、それ以外の冷蔵室にあつては、一・六八とする。

T 一日あたりの入庫貨物量 (単位 キログラム) の値であつて、冷蔵室の収容能力が二千トン以下の場合にあつては、収容能力の三パーセント、冷蔵室の収容能力が二千トンを超える場合にあつては、収容能力の二・五パーセントとして算出することとする。

t₁ 入庫の際の受寄物の温度であつて、冷蔵庫の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級及び C ₂ 級	十五度
C ₁ 級	マイナス五度
F ₃ 級	マイナス十度
F ₂ 級	マイナス十八度
F ₁ 級	マイナス二十五度
SF ₃ 級	マイナス三十度
SF ₂ 級	マイナス三十五度
SF ₁ 級	マイナス四十度
SF ₀ 級	マイナス四十度

t₂ 冷蔵庫の温度であつて、冷蔵庫の級ごと以前表に定める値

三・四 (級)

三・四 (級)

t₁ 入庫の際の受寄物の温度であつて、冷蔵庫の級ごとに次表に定める値

C ₃ 級及び C ₂ 級	十五度
C ₁ 級	マイナス五度
F ₃ 級	マイナス十度
F ₂ 級	マイナス二十度
F ₁ 級	マイナス三十度
F ₀ 級	マイナス四十度

t₂ 冷蔵庫の温度であつて、冷蔵庫の級ごと以前表に定める値

附 則
(施行期日)
第一条 この法は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

債 務

国庫歳入歳出状況
財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和 5 年度の令和 5 年 10 月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。
令和 5 年 12 月 28 日

科 目	歳入予算額	収 納 済 歳 入 額		単位 千円 (千円未満切捨)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (△は減)	収入割合
		本 月	前月までの累計			
租税及印紙収入	69,440,000,000	4,637,004,684	9,567,158,458	14,204,163,142	△ 55,235,836,857	20.4%
租 税	68,464,000,000	4,560,892,506	9,221,659,556	13,782,552,063	△ 54,681,447,936	20.1
所 得 税	21,048,000,000	805,627,620	7,152,626,869	7,958,254,489	△ 13,089,745,510	37.8
法 人 税	14,602,000,000	—	74,274,673	74,274,673	△ 14,527,725,326	0.5
相 統 税	2,776,000,000	268,584,742	574,726,706	843,311,449	△ 1,932,688,550	30.3

科 目	歳入予算額	収納済歳入額	単位 千円 (千円未満切捨)	歳入予算額と収納済歳入額との差 (△は減)	収入割合	
消費 税	23,384,000,000	2,941,973,827	110,023,022	3,051,996,549	△ 20,332,003,450	13.0
酒 税	1,180,000,000	105,323,871	207,954,865	313,278,726	△ 866,721,273	26.5
たばこ 税	935,000,000	81,119,720	250,557,671	331,677,392	△ 603,322,607	35.4
揮発油 税	1,999,000,000	171,544,321	339,497,371	511,041,693	△ 1,487,958,306	25.5
石油ガス 税	5,000,000	379,340	784,472	1,163,812	△ 3,836,187	23.2
航空機燃料 税	34,000,000	2,823,414	7,903,961	10,727,376	△ 23,272,623	31.5
石油石炭 税	647,000,000	44,696,693	107,539,184	152,235,877	△ 494,764,122	23.5
電源開発 促進 税	324,000,000	26,312,038	68,146,992	94,459,030	△ 229,540,969	29.1
自動車重量 税	378,000,000	31,618,644	89,715,720	121,334,365	△ 256,665,634	32.0
国際観光 客税	20,000,000	2,756,160	5,301,782	8,057,943	△ 11,942,056	40.2
関 税	1,122,000,000	77,322,767	229,545,883	306,868,650	△ 815,131,349	27.3
とんぼ 税	10,000,000	809,043	3,057,874	3,866,918	△ 6,133,081	38.6
地 価 税	—	600	2,514	3,114	3,114	—
印 紙 収入	976,000,000	76,112,177	345,498,901	421,611,078	△ 554,388,921	43.1